

代理人による ≪印鑑登録≫及び≪廃止≫の手続き（代理人申請）

≪登録≫

■代理人になれるのは、印鑑登録のある方です。

代理人が大月市以外の在住者の場合は、発行日から3カ月以内の「印鑑登録証明書」が必要です。

（代理人が大月市民の場合は、印鑑登録証明書の添付は不要です。）

■即日登録はできません。登録が完了するまで数日かかりますので、予めご了承ください。

登録の完了まで「申請時」と「登録完了時」の2回手続きが必要です。

■ご本人の意志に基づく申請であることを確認するため、郵送による照会を行います。

郵便で照会書が届きましたら、照会書の下欄にある「回答書・代理人選任届」にご本人が全て記入し、登録する印鑑を押印してください。

【1回目（申請時）の持ち物】

- ・ 印鑑登録申請書（代理人の欄に、代理人の登録の印鑑を押してください）
- ・ 登録する印鑑
- ・ 代理人選任届 [1. 印鑑登録申請に関すること]
- ・ 代理人の印鑑（登録してあるもの）
→ 代理人が市外在住者の場合は、発行日から3カ月以内の「印鑑登録証明書」が必要です。
- ・ 代理人の★本人確認書類

※登録申請者のご自宅へ「照会書」を特定記録にて郵送します。

【2回目（登録完了時）の持ち物】 下記※印は照会書として郵送されたものです。

※回答書・代理人選任届（照会書の下欄にご本人が全て記入し、登録する印鑑を押してください。）

（有効期限があります。期限内に持参してください。※有効期限は約2週間です。）

- ・ 登録する印鑑
- ・ 代理人の印鑑（登録してあるもの）
- ・ 申請者（本人）を確認できる書類（健康保険証、免許証、身分証明書等）◎コピー不可
- ・ 代理人の★本人確認書類（1回目申請時と同じもの）

≪廃止≫

- ・ 印鑑登録廃止届
- ・ 廃止する印鑑及び手帳
（紛失の場合は、無くても可）
- ・ 代理人選任届
[印鑑登録の廃止届出に関すること]
- ・ 代理人の印鑑（登録してあるもの）
→ 代理人が市外在住者の場合は、発行日から3カ月以内の「印鑑登録証明書」が必要です。
- ・ 代理人の★本人確認書類

★本人確認書類

(A) 官公署が発行した顔写真付の書類のいずれか1つを提示してください。（有効期限内のもの）

- ・ 運転免許証・マイナンバーカード
- ・ パスポート
- ・ 写真付き住民基本台帳カード
- ・ 在留カード等（みなしも含む） など

(B) (A)のない方は次の2つを組み合わせ提示してください。

- ・ 健康保険証 ・ 介護保険証 ・ 預金通帳
- ・ 年金手帳または年金証書 など

【お問い合わせ先】 市民課 戸籍住民担当 TEL. 0554-23-8022